

文書管理・保存とペーパーレス化

小林 博文（市民ネット）



市役所内で扱う電子データを含む文書の管理・保管方法について、紙とデータを併用し、ペーパーレス化を含めて実施できないか、可能性を問う。

Q 市の文書管理に関する施策はどのようなものか。また、法律施行後に改正した点はあるか。

A 文書の整理の方法や保存・廃棄について定め、ファイリングシステムを導入し、公文書の適正な管理に努めている。法律施行後に文書管理規定の改正は行っていない。

Q 保管は、紙が必須か。紙と電子データの単独または組み合わせ保管の考え方は。

A 文書管理規定は紙を対象としている。電子データも紙に準じて、ファイリングシステムのルールで保管している。今後は、電子文書の管理方法の確立が必要と考える。

Q 歴史公文書はあるか、あれば保管方法は。また、保管はデジタル

ル化とし、図書館で行う考えはあるか。

A 文書管理規定上、歴史公文書の位置づけはないが、図書館では郷土資料を閲覧できるよう管理している。また、平成29年から所蔵する郷土資料のデジタル化に取り組んでいる。

Q 音声データを文書として管理することは可能か。またその考えは。

A 規定上困難であるが、電子媒体としての保管は可能。必要に応じて実施する。

他に「東館を核とした賑わい創出の行方」について質問しました。



消防団員の減少に対する対応を

宮城 力弘（みどり21）



近年、職住分離の進展、少子高齢化社会の到来、国民意識の変容等社会環境の変化に伴い、全国的に消防団員数の減少とともに、地域防災力の低下が懸念されてきており菊川市においても団員確保が喫緊の課題となっている。

Q 菊川市消防団員は定数364人に対し48名の欠員になっているが団員確保は。

A 平成29年3月に消防団条例を改正し、入団条件の緩和や手当の見直しを行った。また、団員の負担軽減を図るため、訓練時間に制限を設けるなど対応をしている。自治会へも消防団の必要性を理解いただき、対象者宅訪問等への同行をお願いしている。

Q 消防団員への優遇対応はしているのか。

A 団員互助会による給付事業や福利厚生事業の実施、消防団応援の店事業による割引サービスなど家族を含め行っている。

Q 道路交通法が改正され普通免許では消防車輛が運転できなくなり、準中型自動車免許が必要となった。免許取得に要する費用などの支援を行っているのか。

A 現在該当する団員はいないが、今後、普通免許のみ所持した団員の入団も考えられるので、準中型自動車免許取得費用の支援など検討していく。

他に「農作物に被害をもたらしているイノシシの捕獲に対する支援と豚コレラ(CSF)に対する対応」について質問しました。



令和2年菊川市消防出初式